

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 地域交流部文化・スポーツ交流局にスポーツ総括監を置くことができることとした。（第 22 条関係）
- 2 この規則は、令和元年 11 月 25 日から施行することとした。